

利用上の注意

1 本資料における用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 島しょ

人口の有無にかかわらず、面積が 0.01km^2 以上の中島とする。

(2) 有人島

前記(1)の「島しょ」中、原則平成22年国勢調査により人口が確認されている島とする。ただし、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口も勘案している。

(3) 無人島

前記(1)の「島しょ」中、前記(2)の「有人島」以外の島とする。

(4) 離島

前記(1)の「島しょ」中、沖縄本島以外の島とする。ただし、沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結された次の「島しょ」については、沖縄本島に含める。なお、離島と離島間においては、海中道路及び架橋により連結されても個別の離島として扱う。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 宮城島 (大宜味村) | ② 古宇利島 (今帰仁村) |
| ③ 瀬底島 (本部町) | ④ 奥武島 (名護市) |
| ⑤ 屋我地島 (名護市) | ⑥ 伊計島 (うるま市) |
| ⑦ 宮城島 (うるま市) | ⑧ 平安座島 (うるま市) |
| ⑨ 浜比嘉島 (うるま市) | ⑩ 薮地島 (うるま市) |
| ⑪ 奥武島 (南城市) | |

(5) 有人離島

前記(4)の「離島」中、原則平成22年国勢調査により人口が確認されている島とする。ただし、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口も勘案している。

(6) 無人離島

前記(4)の「離島」中、前記(5)の「有人離島」以外の島とする。

(7) 指定離島

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。

2 本資料の「離島市町村別……」としている表中において、市町村域の一部が「離島」である市町村(本部町、うるま市、南城市)の数値等は、離島計に含まれていない。ただし、この3市町の数値等は県計に含まれている。